

提言・主張

「建学の精神に基づく各会員大学の独自性と私立大学の多様性を保証し、人類の未来に貢献する人間を育成するため基盤強化に資する。」という目的を踏まえ、日本私立大学連盟（以下、「私大連」という）が直近で行った提言・主張について紹介する。

1 「大学入学共通テスト」の実施時期に関する意見について

現在、文部科学省「大学入学選抜協議会」では、「大学入試のあり方に関する検討会議」で再検討された「大学入学共通テスト」の新たな考え方に基づき、大学入学選抜方法の更なる改善に向けて議論されている。

そこで、私大連は、喫緊の課題である「大学入学共通テスト」の実施時期に関する現状と考えを以下のとおり同協議会に提示した。

令和3年7月

文部科学省「大学入学選抜協議会」御中

「大学入学共通テスト」の実施時期に関する意見

一般社団法人日本私立大学連盟

日本私立大学連盟（以下、私大連という）は、貴協議会の検討によって、更なる大学入学選抜方法の改善が図られるとともに、「大学入試のあり方に関する検討会議」で再検討された「大学入学共通テスト」の新たな考え方に

基づき、実質的な議論がなされることを期待しています。

また、先般6月11日付け文書により貴協議会から、大学長宛に総合型選抜及び学校推薦型選抜の試験期日等の遵守をお願いしたい旨の通知がありました。総合型選抜及び学校推薦型選抜の試験期日等が遵守されていないという実態は、高等学校教育に悪影響を与え、学校教育の進展を阻む要因にもなりかねず、高大接続の重要性を踏まえれば、私立大学は自律的に試験期日を遵守し入学者選抜改革を推進していかなくてはなりません。

本意見書では、私立大学が、それぞれのアドミッション・ポリシーに基づき、能力・意欲・適性や活動歴を多面的・総合的に評価・判定するという大学入学者選抜の体制を確立できるように、喫緊の課題として、「大学入学共通テスト」の実施時期に関する現状と私大連の考えを提示します。

○ 現行の「大学入学共通テスト」の実施時期は1月中旬の2日間、私立大学への成績提供日は令和3年度が2月8日、令和4年度が2月7日という設定である。私立大学の個別学力検査（一般選抜）は2月1日から開始されるため、多くの私立大学は「大学入学共通テスト」の

成績結果を判断材料とすることができない。

○ 学校推薦型選抜の判定結果の発表の日程について、「大学入学者選抜実施要項」では「一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）」と定めている。しかし、2月1日から一般選抜を開始する私立大学は、現行の成績提供の日程では学校推薦型選抜の判定に「大学入学共通テスト」の成績を利用することができない。

このように、社会変化に対応し、多様な資質・能力の評価が求められる中で、「大学入学共通テスト」を活用した個別学力検査（一般選抜）を行おうとしても、現在の日程では限界がある。また、現在の日程では、学校推薦型選抜において知識・技能や思考力を評価するために「大学入学共通テスト」を活用することは、事実上不可能である。私立大学が各大学入学者選抜に、知識・技能を確認する手段として「大学入学共通テスト」を活用できるように見直していただきたい。

以上

2 文部科学省「学校法人ガバナンス改革会議」に意見提出

現在、文部科学省では「学校法人ガバナンス改革会議」においてガバナンス強化に向けた検討が進められている。

私大連は、同会議における議論が私立大学の教育研究と大学経営に大きな影響を及ぼすものであり、重大な課題を有していることを踏まえ、同会議に対して意見書を提出した。

意見書において、法改正に向けては、私立大学の真に健全なガバナンス体制の構築が図られるよう意見と提案を明示している。

文部科学省の「学校法人ガバナンス改革会議」の議論は、

私立大学の健全な経営と教育研究の発展を阻害し、建学の精神を瓦解させる重大な課題を有しています。議論の核となつている「学外者のみで構成される評議員会が、学校法人の重要事項の議決と理事及び監事の選解任をできる」という権限の集中は、法人をめぐる新たな主導権争いを誘発しかねない、学校法人ガバナンスの本質を問う課題です。

下記の通り、評議員会の機能の見直し案に対し、日本私立大学連盟（以下「私大連」）の意見と提案を公表するとともに、法改正に向けては、私立大学の真に健全なガバナンス体制の構築が図られるよう強く要望します。

記

2021年10月

一般社団法人日本私立大学連盟

私立大学のガバナンス改革に関する意見と提案

1 学外者のみで構成される評議員会の本質的課題

学校法人制度において、評議員会は「幅広い議論と法人運営への意見反映の中核的機能」を果たし、私立大学の公

現在、私立学校法の改正に向けて検討が進められている

共性を担保してきた。即効的な効果検証が難しい大学教育について、中期的検証と展望の繰り返しによって新境地を切り開くような議論を幅広く行うには、建学の精神に基づく教育体系の理解者や、多様な教育プログラム、文理融合やカリキュラム間の有機的連携、大学間連携、強みとする研究分野などの理解者と、必ずしもそうした専門知識を持たない学外者などでバランスよく評議員会を構成することが不可欠である。

客観的な監督機能を強化するガバナンスの形式論を重視するあまり、一律に学外者のみで評議員会を構成すると、長期的視野により責任を持って教育研究の支援・運営に関する経営判断の是非を議論することは困難である。大学の教育研究を総合的に深く理解し、かつ経営監督能力を持ち合わせた適任者が見つからないリスクから、結果的に教育研究の質の低下を招く私立大学が出てくる可能性もある。

〔提案〕評議員会は、学外者を一定割合以上確保した上で教職員や設立関係者などの構成により、私立大学の公共性と健全な発達に資する仕組みとする。ま

た、この構成のバランスは学校法人の特徴や規模等により一律に規定しない。

2 意思決定のスピードの鈍化

社会変化の激しい時代の私立大学の「攻めのガバナンス」においては、教学と経営が一体となりスピード感ある確な意思決定を行うことで、大胆な大学改革を進めていくことが重要である。上記1の課題を改善したとしても、評議員会に意思決定・執行の権限を集中させすぎると、必ずしも現場感覚を有さない学外者の判断を待ち、教育・研究現場の理解、同調を図ることは相当なエネルギーを要することが容易に想像され、迅速な大学改革の流れに完全に逆行する。評議員会は、理事長・理事の日常業務や学長の教員人事、学位授与等の教学運営に関する事項にまで踏み込んで議決を行うべきではない。

なお、意思決定システムはスピード感とともに意思決定の内容が適切であることが大前提であり、その点はガバナンス・コードへの遵守状況を公表し、ステークホルダーに向けた説明責任を果たすことで確保することができ

る。その意味で、私大連としても加盟校としても、ガバナンス・コードのさらなる浸透とコンプライ・オア・エクスプレインの実行に努めてまいる所存である。

〔提案〕評議員会の議決を要する事項は、法人としての組織・運営の基本的なあり方や業務の基本方針に関する事項に絞るか否かも含め法律で一律に規定せず、学校法人の自律性に基づき決定できる仕組みとする。

3 学内の対立構造の先鋭化

ガバナンス改革の眼目でもある「権力者の作為的暴走」を抑制するための機能の必要性は、学校法人が自浄作用を働かせていくべき点で同意するが、上記1の課題を解決したとしてもなお、評議員会にそうした機能を持たせるには課題が大きい。学校法人には経営と教学との間の緊張関係があり、学部等の組織によっても異なる利害関係が生じ、経営判断に学内の対立を伴うことも多い。特に不適切なリーダーを解任するというガバナンスの発揮は、あくまで業務に対する牽制・監督を目的になされる必要があるが、それを

超えて学内の対立構造が持ち込まれると、評議員会が主導権争いを誘発する紛争の場となるおそれがある。

〔提案〕理事の解任手続は、監事と評議員会の連携により、法令違反等の事由や職務執行状況に関する監事の意見に基づいて、評議員会と異なる第三者などの委員会を活用する仕組みを講じることが適切であり、ガバナンスの正当性が高まると考える。

【参考】私大連加盟校における攻めと守りのガバナンス向上の取組の一例

○ 私立学校法第42条第1項に定める「理事長があらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない事項（事業に関する中期的な計画等）」について、寄附行為によつてすでに評議員会の議決を要するものとしての加盟校もある。しかし、その事項は学校法人の規模や特性等によつて違いがあり、統一的に規定するものではない。

○ 加盟校においては、現在8割強が内部監査組織を設

置し、監事、会計監査人及び内部監査組織による三様監査の充実に努めている。

○理事や評議員の就任時に、オリエンテーションを開催し、その使命や役割、法人関連規程や関係法規の理解の醸成を図るとともに、法人が抱えている課題を共有している法人もある。

○評議員会や理事会の実質化を図るべく、評議員会・理事会の欠席者は意思表示書を提出することとし、議案ごとの賛成・反対の意思表示及び記述欄にて意見を述べるができる仕組みを構築するとともに、議案ごとの賛成・反対の意思表示は採決に加え、記述欄に記載された意見を議場で紹介している法人もある。

○中期計画の作成前には「教職員との意思疎通、コンセンサスの醸成」を、作成後は「教職員に対する共有、理解、浸透」に、また、中期計画に係るPDCAサイクルの構築を通して「教職員の意識改革、当事者意識の醸成や関与の度合いの向上」に努めるなど、組織全体の取り組みとしている。

○理事における「教員理事」や「職員理事」が占める割合や、評議員に「学内関係者」が占める割合を令和元

年度と令和2年度とで比較すると、それらの割合が過半数を超えないよう減らす法人が一定数ある一方で、過半数を超えるように増やしている法人も一定数ある。各学校法人が教学と経営の一体となったスピード感ある的確な意思決定を行うために、それぞれの実態を踏まえたガバナンス改革のための自律的な取り組みを絶えず進めている状況である。

3 私費留学生等の入国緩和を文部科学省・法務省・外務省に要望

わが国への留学（受け入れ）のうち私費留学生の割合は96%で、私立大学が受け入れている留学生のほとんどが私費留学生である。コロナ禍で出入国が制限されている状況にある現在、日本への留学を希望する世界の学生がその選択を諦めざるを得ない状況となっている。

私大連では、日本への留学を希望する世界の学生たちと私立大学の状況をご理解いただくべく、文部科学省、法務省、外務省に私費留学生等の入国の緩和を求める要望書を提出した。

令和3年10月

一般社団法人日本私立大学連盟

会長 田中 愛治

私費外国人留学生等に対する入国制限緩和の要望

昨年来の新型コロナウイルスの影響により、学位取得を目的とした私費外国人留学生が、日本に入国できない状況が長期化しています。私立大学におきましては、世界各国の外国人留学生より、早く来日して日本で学びたいとの声が日増しに切実なものとなっており、これまでにオンラインを活用した科目提供はもとより、様々な交流の場を設けるなど可能な限り対応してきています。しかしながら、一度も日本での実体験がないままで学びの楽しみや日本の文化等を感じ取ることは難しく、学生間の人間関係を構築することが出来づらい中で、思い描いていた留学生活との乖離から、日本への留学に見切りをつけ、他国への転学等を考えざるを得ない深刻な状況となっています。

現在、新型コロナウイルスの感染者数や死者数が欧米と比較すると抑えられており、安全性の観点で日本への留学意欲が高まっています。入国制限のさらなる継続はこうした機運を削ぎ、既に入学している学生の転学や

今後の志望者の減少による大学、およびわが国へのダメージは極めて大きいものがあります。とりわけ、日本の留学生の多くが私立大学の私費留学生であり、日本の大学を選んだ貴重な私費外国人留学生達へ門戸を開く可能性があるのでこの時機を逸することなく、大学のグローバル化を推進しなければなりません。

このような状況を踏まえ、下記の通り、私費留学生及び交換留学生に対する入国緩和の特例措置を講じていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 私立大学の留学生の多くは私費留学生である。すでに入国が可能になっている国費留学生だけでなく、私費留学生の入国制限の緩和をお願いしたい。

2. 大学間の協定などに基づく交換留学生の受入れは派遣と対になっており、国内大学の国際教育活動において必要な役割を果たすものである。不要不急の短期の渡

航と区別して、中長期にわたる交換留学生の受入れを可能としていただきたい。

以上